

さ情審査答申第144号
平成29年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた、平成27年10月21日付け大健福第1529号「大宮区役所福祉課が保有する生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条及び第78条に係る行政情報」(以下「本件対象行政情報①」という。)並びに平成27年10月5日付け中健福第1273号、平成27年10月6日付け緑健福第1049号、平成27年10月7日付け桜健福第842-1号、平成27年10月15日付け南健福第1009号、平成27年10月21日付け浦健福第1427号及び平成27年11月9日付け北健福第1031号「各区役所福祉課が保有する法第63条及び第78条に係る行政情報(平成26年度のみ。見沼、大宮、岩槻区役所を除く)」(以下「本件対象行政情報②」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について次のとおり答申します。

なお、これらは、同一の異議申立人による類似性、実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年7月29日付け大健福第844号(以下「本件処分①」という。)、平成27年7月13日付け中健福第737号(以下「本件処分②」という。)、平成27年6月29日付け緑健福第511号(以下「本件処分③」という。)、平成27年7月13日付け桜健福第492号(以下「本件処分④」という。)、平成27年7月29日付け南健福第581号(以下「本件処分⑤」という。)、平成27年7月10日付け浦健福第767号(以下「本件処分⑥」という。)及び平成27年7月13日付け北健福第533号(以下「本件処分⑦」という。)によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報①②の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報①のうち条例第7条第4号、第2号、第5号を理由とした不開示部分の開示を、本件対象行政情報②のうち、条例第7条第4号を理由とした不開示部分及び電子情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分①～⑦の、法第78条及び第63条の適用状況（平成26年度）（以下「適用状況」という。）に係る不開示決定は、条例第7条第4号に該当しない。

当該行政情報については、厚生労働省に報告する前の段階で生活福祉課と各区役所福祉課との間において協議精査中の情報であり、その内容が未成熟であることから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱生じさせるおそれがあるためとしている。

しかしながら、この「適用状況」は、各区役所福祉課または各区福祉事務所での法に基づく行政処分として決裁されたものの集計表である。既に決裁された行政処分の内容が未成熟とは、市民（生活保護受給者）を愚弄し、余りにも無責任な行政処分と言わざるを得ない。要は行政処分を不適正な事務処理であると自ら述べている。だからといって条例第7条第4号に該当する理由としては不当である。

さらに、「適用状況」は、生活保護福祉課において平成27年6月19日付けで厚生労働省あてに提出する旨の決裁がされている。すなわち、本件の不開示決定がなされた時点（大宮区7/29、中央区7/13、緑区6/29、南区7/29、浦和区7/10、北区7/13）では、既に「適用状況」は厚生労働省宛てに提出されていた。

よって厚生労働省に報告する前の段階で、生活福祉課と各区役所福祉課との間において協議精査中の情報であるとは言えず不当な不開示決定である。

以上の事から当該適用状況の開示を求める。

- (2) 本件処分①の債権管理簿（その1）78条、24年度の経過・内容のうち■福祉事務所の部分は、条例第7条第2号、第5号に該当しない（条例第7条第2号本文前段該当情報を除く）。

理由としては、本件不開示情報は、開示の公益性が高い。

開示しない部分にありません。

(3) 本件処分⑥の対象行政情報に電子情報の特定もれ(がある)。当該電子情報を開示せよ。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分に係る行政情報開示請求(以下「本件請求」という。)は、大宮区、中央区、緑区、桜区、南区、浦和区、北区の各区役所健康福祉部福祉課(以下「各区役所福祉課」という。)が保有する法第63条及び第78条に係る行政情報(大宮区以外は平成26年度分)について開示を求めたもので、各区役所福祉課は本件請求に対して、それぞれ行政情報一部開示決定処分を行ったものである。
- 2 法第63条には、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨が規定されている。また、法第78条には、不実の申請その他不正な手段により生活保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときに、その費用を徴収することができる旨が規定されている。
- 3 請求内容の一部である「平成27年度生活保護業務実施方針(以下「実施方針」という。)に関する資料の提出について」「実施方針について」「実施方針に関する資料の提出及びヒアリングの実施について」「実施方針の作成について」のうち、「適用状況」については、平成26年度に各福祉事務所が法第63条に基づき費用の返還を決定した事例の集計表並びに法第78条に基づき費用の徴収を決定した事例の一覧表及び集計表である。

当該資料については、各区役所福祉課から保健福祉局福祉部生活福祉課(以下「生活福祉課」という。)に提出した後、両課間で協議・精査し、その過程で誤りが発見された場合は適宜修正し、その後、当該資料を引用し、生活福祉課で、法施行事務監査の事務結果報告を作成し、厚生労働省に提出しているものである。
- 4 本件請求により実施機関が特定した上記3の行政情報については、各区役所福祉課と生活福祉課との協議前のものであり、そのような状態で開示した場合、例えば「(1)法第78条の適用状況」のうち「不正受給金額」については、市民に関心を持たれている情報であり、誤った金額を開示することによって、生活保護行政に対する市民の信頼を損ねるおそれがある。また、「行政措置」については、法第78条の適用によって生活保護の廃止、停止、

変更があったかどうかを記入する箇所であるが、誤った箇所を開示することによって、適正な事務処理がされていないのではないかとの 誤解を与えるおそれがある。

また、「(3) 法第63条の適用状況」のうち「返還対象額(返還決定額)」については、市民に関心を持たれている情報であり、誤った金額を開示することによって、生活保護行政に対する市民の信頼を損ねるおそれがある。

5 上記のとおり、本件対象行政情報のうち上記3の行政情報については、実施機関の内部における協議・精査段階の情報で、その内容が未成熟であったことから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあると判断し不開示としたものであり、決定は妥当であると考えます。

6 異議申立人の「本件の不開示決定がなされた時点では、既に適用状況は厚生労働省宛に提出されていた。よって、厚生労働省に報告する前の段階で生活福祉課と各区役所福祉課との間において協議精査中の情報であるとは言えず不当な不開示決定である。」との主張について

「適用状況」については、誤りを修正する前の起案の決裁に添付されていた情報であり、上記3のとおり、厚生労働省に提出した後においても開示は不可能である。

なお、精査完了後直ちに生活福祉課より異議申立人に対し、精査が完了した状態の文書を条例第7条第2号に該当する部分を除いて情報提供している。

7 異議申立人の「本件処分①の不開示情報・債権管理簿(その1)78条、24年度の経過・内容のうち■福祉事務所の部分を開示せよ」との主張について

異議申立人は、債権管理簿に記載されている■福祉事務所は、条例第7条第2号に該当せず、開示の公益性が高いと主張しているが、債権管理簿に記載されている当該福祉事務所名は、実施機関名以外の福祉事務所名であり、他の情報と組み合わせると、特定の個人を識別できる情報または開示することで個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号に該当するので不開示とした。

また、異議申立人は当該部分について「開示しない部分にありません。」と主張しているが、本件処分①の通知書の別紙2、開示しない部分及び理由のうち(開示しない部分)(2)の中で「関係先」として記載しているため、申立人の主張は当たらない。よって、決定は妥当であると考えます。

8 異議申立人の、本件処分⑥に対する「電子情報の特定漏れ、当該電子情報を開示せよ。」との主張について

当該電子情報は、生活保護システムより出力される、返済状況を管理する

債権管理簿のことである。浦和区役所では返済状況を紙の債権管理簿の他、システムでもデータを管理しているが、本件システムの情報開示の請求があった時点では、帳票の出力はできず、画面のハードコピーになるためシステム開発側の著作権等があり、見せられないとの認識であったため、存在する紙の債権管理簿のみ開示した。その後、システムから帳票への出力が可能であり電子的な情報として開示が可能という認識に至り、開示を行う予定であるとした。

ただ現在、時の経過や社会情勢の変化に伴い、システムから出力した情報も、他の情報と照合することによって間接的に特定の個人が識別できる可能性があるため、認容はするが開示はできないのである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、さいたま市大宮区役所福祉課が保有する法第63条及び第78条に係る行政情報（対象行政情報①）及び、さいたま市中央区、緑区、桜区、南区、浦和区、北区各区役所福祉課が保有する平成27年度分の法第63条及び第78条に係る行政情報（対象行政情報②）について各開示を求め、実施機関は本件各請求に対し対象行政情報の一部開示決定（本件処分①～⑦）を行った。

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報①のうち条例第7条第2号、第4号、第5号を理由とした不開示部分及び本件対象行政情報②のうち条例第7条第4号を理由とした不開示部分と電子情報の開示を求めて異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人の各主張について、以下検討する。

(1) 本件処分①～⑦のうち、法第78条及び第63条の適用状況（平成26年度）（以下「適用状況」という。）に係る不開示決定は、条例第7条第4号に該当しないとの主張について

① 実施機関の説明によると、当該適用状況は平成26年度に各区役所福祉課が法第63条に基づき費用の返還を決定した事例の集計表並びに法第78条に基づき費用の徴収を決定した事例の一覧表及び集計表であり、提出を受けた生活福祉課は各区役所福祉課と協議・精査し、その過程で誤りが発見された場合は適宜修正し、その後、修正された資料を引用して法施行事務監査報告を作成し、厚生労働省に提出しているとのことである。

② すなわち、実施機関が本件請求の対象行政情報として特定した上記

適用状況は、生活福祉課と各区役所福祉課間での協議・精査作業前の情報であり、当該資料中の「不正受給金額」や「返還対象額（返還決定額）」、生活保護の廃止、停止、変更の「行政措置」等の記載に誤りがある可能性は否定出来ない。実際、生活福祉課と各区役所福祉課とで当該資料を精査した結果、相当数の修正箇所が発見されたとのことである。

- ③ したがって、当該適用状況を開示すると生活保護行政に対する市民の信頼を損ね、誤解を与えるなど不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められ、当該情報は、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、ということができる。

実施機関が、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

- ④ なお、異議申立人は「本件の不開示決定がなされた時点では、既に適用状況は厚生労働省宛に提出されていた。よって、厚生労働省に報告する前の段階で生活福祉課と各区役所福祉課との間において協議精査中の情報であるとは言えず不当な不開示決定である。」とも主張している。

実施機関の説明によると、厚生労働省に提出される法施行事務監査の事務結果報告は、当該適用状況の誤りを適宜修正した後の資料を引用して作成されるとのことなので、当該適用状況が厚生労働省宛に提出されていない情報であることは明らかである。当該適用状況は、生活福祉課と各区役所福祉課との間における協議・精査前の情報なのであるから、異議申立人の主張は、誤解に基づくものであり、実施機関の不開示決定は妥当である。

- (2) 本件処分①の不開示情報である債権管理簿（その1）78条、24年度の経過・内容のうち■福祉事務所の部分は、条例第7条第2号、第5号に該当しない（条例第7条第2号本文前段該当情報を除く）との主張について

- ① 実施機関の説明によると、当該債権管理簿は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとして法第78条の規定により費用徴収を行うこととした債権について、対象者や債権額、事実の発生経過、内容等を記載したものであり、■福祉事務所の部分は、本件処分①の行政情報一部開示決定通知書（以下「通知書」という。）の別紙2・開示しない部分（2）の中で「関係先」と記載されているとのことである。

- ② 本件において■福祉事務所部分で直接特定の個人を識別することはできないが、■部分を開示すると既に一般に広く知られている情報など他の情報と照合することによって、間接的に特定の個人を識別できると認められる。

したがって、当該■福祉事務所の部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとなるものに該当する。

実施機関が、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした本件処分①は妥当である。ちなみに、実施機関は、当該不開示部分につき、条例第7条第5号を不開示理由としていない。

- ③ なお、異議申立人は、異議申立ての理由として、「(当該不開示部分は) 開示しない部分に(記載が) ありません。」と主張しているが、本件処分①の通知書の別紙2・開示しない部分及び理由(開示しない部分)(2)中に、事案の発生経過・内容のうち個人の関係先記載部分、と記載されていることから、当該主張は、誤解に基づく主張と史料される。

- (3) 本件処分⑥の対象行政情報に電子情報の特定もれ(がある)。当該電子情報を開示せよ。との主張について

- ① 浦和区役所福祉課(以下「当該課」という。)の説明によると、当該課では手書きで記入された債権管理簿(以下「紙の債権管理簿」という。)と生活保護システムで別途入力される債権管理簿が存在することである。

当該電子情報とは、生活保護システムより出力された返済状況を管理する債権管理簿のことであり、当初、当該課は帳票の出力はできず画面のハードコピーになるため電子情報は開示できない、としていたが、プリントアウトできることが判明し、プリントアウトしたものについては開示することを認容したとのことである。

- ② 当該課では、紙の債権管理簿の中で記入のない部分についてシステムで管理しているとのことであり、システムから出力した情報・当該電子情報は他の情報と照合することによって間接的に特定の個人を識別できる可能性があり、開示することはできないとのことである。

- ③ 当該課は、通知書の別紙1・実施機関が特定した行政情報の名称中の②において債権管理簿を特定しており、当該電子情報の特定もれはない、と認められる。

また、当該電子情報の不開示の理由は上記(3)②のとおりといえるから、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした本件処分⑥は妥

当である。

- 3 以上の次第であるから、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月5日 同 年 10月6日 同 年 10月7日 同 年 10月15日 同 年 10月21日 同 年 10月21日 同 年 11月9日	諮問の受理 (諮問第389号) " (諮問第390号) " (諮問第391号) " (諮問第393号) " (諮問第394号) " (諮問第396号) " (諮問第410号)
②	同 年 10月23日 同 年 10月26日 同 年 10月26日 同 年 10月30日 同 年 11月2日 同 年 11月2日 同 年 11月20日	実施機関から理由説明書を受理 " (諮問第389号) " (諮問第390号) " (諮問第391号) " (諮問第393号) " (諮問第394号) " (諮問第396号) " (諮問第410号)
③	平成28年10月20日	審議
④	同 年 12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成29年5月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)